

募集要項等に係る質問書に対する回答（募集要項及び参加資格審査書類等に関連する部分（令和3年12月7日修正））

■募集要項

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア	(ア)	a			
1	募集要項	提案に関する条件	6	1			ウ	(ウ)			将来的に、除去品目は特定原材料7品目の除去に拡大、とあり、そば、落花生を除くがありますので、「小麦・えび・かに」の原材料を除去、という理解でよろしいでしょうか。また、提供品目は、汁物だけでなく主菜・副菜などに展開することもご検討されておりますか。ご教示ねがいます。	前段及び後段について、ご理解のとおりです。
2	募集要項	開業準備期間	6	1	5	(5)					引渡し日は、開業準備期間完了時の令和6年8月下旬と考えて宜しいでしょうか。	引渡し日は契約書案に示すとおり、6月末となります。
3	募集要項	開業準備期間	6	1	5	(5)					運営における開業準備は、令和6年7月初旬に開始する想定で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	募集要項	開業準備期間	6	1	5	(5)					建設期間は令和6年6月末日までとありますが、調理用の備品納入時期は開業準備期間内で良いと考えて宜しいでしょうか。	契約書案に示すとおり、6月末の施設引渡予定日までに納入する計画としてください。
5	募集要項	開業準備期間	6	1	5	(5)					建設企業が負担する光熱水費は、運営開業準備開始前の令和6年6月末日までと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	募集要項	設計、建設期間	6	1	5	(5)					自家発電用燃料費の負担について、建設企業による試運転までの分と考えてよいのか。	ご理解のとおりです。
7	募集要項	個別の参加資格要件	9	2	2	(2)					設計業務、工事監理業務、建設業務それぞれのドラインシステムの学校給食施設の実績について、 ①面積要件についてご教示ください。 ②HACCP実績も求められますでしょうか。 本件、運営事業が業務範囲外となっており、運営業務と連携した食品衛生を検討することができません。同等規模以上の学校給食センターのHACCPの実績がないと異物混入等のリスク回避の担保が難しいと考えます。	個別の参加資格要件は原案のとおりとします。なお、食数等にかかる実績は、性能評価として評価する方針です。
8	募集要項	個別の参加資格要件	9	2	2	(2)	アイウ	(ア)			令和3、4年度の「岡崎市競争入札参加資格者名簿」とは令和2、3年度で宜しいでしょうか。	年度の指定について削除します。
9	募集要項	個別の参加資格要件	9	2	2	(2)	ウ	(エ)(オ)			施工実績を証する書類で、様式1-5-●に「施工証明書又は契約書及び仕様書、図面等の規模がわかる書類の写しを添付してください」との記載がありますが、施工証明書はコリンズ登録でよろしいでしょうか。また、コリンズ登録で確認出来る場合には、図面等の添付は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、よろしいです。後段について、ご理解のとおりです。
10	募集要項	事業者選定審査委員会	12	3	2	(2)					審査会には給食協会様、貴市が入らない理解でよろしいでしょうか。両者の意見はどのように評価に反映されますでしょうか。また、審査員の選定理由についてご教示いただけますでしょうか。	前段について、基本的にはご理解のとおりですが、事業者提案の有効性を判断するために審査委員会が給食協会へヒアリングを行う可能性もあります。後段について、本事業に関連する専門性及び当該専門分野での実績等より選定しています。
11	募集要項	募集及び想定スケジュール	13	3	3						募集要項で参加申請手続きに係る質疑の回答は、参加資格審査書類の提出までに期間がないので、質疑回答日の「令和3年12月10日」を待たずに早めの回答をお願いできますでしょうか。	募集要項にかかる質疑回答を先行して公表します。
12	募集要項	募集及び選定スケジュール	14	4	1	(3)					質問回答が12月10日で参加資格申請の直前であり、回答内容によっては参加資格申請の対応に時間を要するため、参加資格申請に係る質問につきましては回答期日前の回答をご検討お願い致します。	募集要項No.11の回答をご参照ください。
13	募集要項	提案に関するヒアリング等	16	4	1	(12)					ヒアリングにおいて、動画、模型、パネル等の使用は可能でしょうか。	不可とします。PowerPointによるプレゼンテーション（動画は不可）のみとしてください。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア	(ア)	a			
14	募集要項	著作権	17	4	2	(3)					「市が岡崎市情報公開条例に基づき提案内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、提案書類の全部または一部を無償で使用できるものとする」とございますが、提案内容には事業者ノウハウが詰まっており、公表されることで今後の事業に不利益が生じることも考えられるため、提案内容の公表範囲については事前に協議させて頂けると理解してよろしいでしょうか。	岡崎市情報公開条例第25条では、市は開示請求のあった文書に第三者の情報が含まれる場合、当該第三者に意見書の提出を求めることができると規定されています。事案が生じた場合には、必要に応じ意見をお伺いさせていただきます。
15	募集要項	提案価格及び提案価格の算定方法等について	18	4	2	(10)					令和4年1月7日においては、TSRは廃止されておりますため、基準金利の代替指標をご教示いただけますでしょうか。	募集要項修正版をご参照ください。
16	募集要項	立地条件	20	6	1						基本設計の段階で、より詳細で現状に即した検討を行うため、測量図のCADデータがある場合、共有をお願い致します。	要求水準参考資料3-2として提供します。募集要項の様式2参考資料提供依頼書を提出してください。なお、すでに提出済みの場合にあつては希望の旨をご連絡ください。
17	募集要項	SPCの設立	22	7	5	(1)	-	-	-	-	本施設の所在地をSPC所在地とすることは可能でしょうか。	可とします。ただし、事業契約書第14条のとおり、SPCは債務を全て履行した後でなければ、事業期間終了後も解散することはできないことから、事業期間終了後は、別の所在地に移転登記して頂く可能性があります。
18	募集要項	SPCの設立	22	7	5	(2)					当施設をSPC所在地として登記することは可能でしょうか。	募集要項No.17の回答をご参照ください。

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	(ア)	a			
1	様式集	参加資格審査書類作成要領	1		1						参加資格審査書類の提出にあたって、「A4判縦長左綴じファイルに綴じ」とありますが、紙ファイル・フラットファイル・リングファイル等のファイル種類の指定はありますでしょうか。	指定はありません。資料確認時に取り扱いがしやすいものを選定してください。
2	様式集	参加資格審査書類作成要領	1		1						決算報告書の財務諸表は「損益計算書」と「貸借対照表」でよいでしょうか。また、原本証明は必要ですか。	前段について、財務諸表は「貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書」を提出してください。ただし、キャッシュフロー計算書を作成していない場合は、提出は不要です。後段について、原本証明は記載がない限り不要です。
3	様式集	参加資格審査書類作成要領	1		1						会社概要書はどのように作成すればよいでしょうか。	様式集に記載のとおりです。
4	様式集	参加資格審査書類作成要領	1		1						決算時期により直近の決算報告書が間に合わないことも想定されるが、その場合はどうしたらよいでしょうか。	提出が可能な直近3箇年分を提出してください。
5	様式集	様式1-1 参加表明書									参加表明書に記載する住所、名称、代表者名は貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名、支店長名等で宜しいでしょうか。	よろしいです。
6	様式集	様式1-1 参加表明書									参加表明書や委任状は、岡崎市の業者名簿で登録をしてある事業所で報告するべきか。	同一の法人であれば業者名簿登録どおりでなくても構いません。
7	様式集	様式1-1 参加表明書									参加資格申請のスケジュールがタイトであるため、本様式については参画企業ごとに署名捺印を行ない、ページを分けることで書類提出をお認めいただけないでしょうか。 また、参加資格関係の質疑に対する回答は12月10日より前にご回答頂けないか、合わせてご検討の程、よろしくお願い申し上げます。	前段について、可とします。後段について、公表時期を早めることで調整します。
8	様式集	様式1-7 委任状(構成員→代表企業)									構成員のみでなく、協力企業も委任状が必要との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	第	1	(1)	ア	(ア)	a			
9	様式集	様式1-8 委任状									様式1-8 委任状(代表企業用)について、記載の代理人(受任者)は参加申請、入札・提案書の提出を代表企業内の社員に委任した場合に提出すればよろしいでしょうか。 代理人への委任がない場合は提出は不要でしょうか。	前段及び後段について、ご理解のとおりです。
10	様式集	様式1-8 委任状(代表企業用)									代表企業に所属する担当者が応募手続きをする場合、本様式の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。 もしくは、代表企業の代表者から代表企業の担当者への委任状(本様式)の提出が必要になりますでしょうか。	様式集No.9の回答をご参照ください。